

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

自家焙煎店である我々が他の企業と連携することは、さまざまな形でビジネスを強化し、新しい機会を開拓する方法です。以下に CHEEERS COFFEE と他の企業との連携に関するいくつかのアイデアを示します。

① 生豆業者との連携

コーヒーの品質は焙煎に使用する豆の品質に大きく依存します。高品質で持続可能なコーヒーの生豆業者とのパートナーシップを築き、独自のブレンドコーヒーを開発することができます。また、定期的な豆の供給を確保するための長期契約も検討できます。

② 飲食業界との連携

CHEEERS COFFEE は他の飲食店やカフェと提携し、コーヒーを提供することができます。特に、飲食店がコーヒーメニューを提供している場合、卸売り供給を提供することで相互に利益を得ることが出来ます。

③ フードデリバリーサービスとの連携

自家焙煎コーヒーを提供するために、フードデリバリーサービスと提携し、顧客に便利な方法でコーヒーを提供できるようにすることが出来ます。

④ オンライン販売との連携

自家焙煎コーヒーをオンラインで販売し、大手のオンライン販売プラットフォームと提携することで、地域外の顧客に商品を届ける機会を拡大出来ます。

連携の形態はビジネス目標やリソースに応じて異なりますが、相手企業との共通の価値観や利益を最大限に活用し、注意深く選択します。連携は相互に利益をもたらすことができ、お互いのビジネスを成長させる機会を提供します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

2024年5月8日

CHEEERS COFFEE

代表 伊藤 翔

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。